

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

1. 一部変更の趣旨及び内容

地方創生整備推進交付金の措置対象施設の拡充に伴い、所要の一部変更を行う。

（1）地方創生整備推進交付金の措置対象施設の拡充に伴う一部変更

- ・ 特定有人国境離島に位置する重要港湾の港湾施設を措置対象施設として追加

（2）地域再生計画と連動する施策の一部変更（別表）

- ・ 地域食農連携プロジェクト推進事業【追加】
- ・ 地域マイクログリッド構築支援事業【追加】
- ・ 再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業【追加】
- ・ 過疎地域持続的発展支援交付金【変更】
- ・ 経営体育成総合支援事業【変更】

等

2. 閣議決定予定日

令和3年3月30日